令和5年度

行政監査及び随時監査 報告書

【監査対象部署】

環境農林部 農林課 商工観光部 観光まちづくり推進課 都市整備部 管理課

あきる野市監査委員



あ 監 発 第 3 0 号 令和5年10月24日

あきる野市長

中嶋博幸殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和5年度行政監査及び随時監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による行政監査及び 随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書 を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講 じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



あ 監 発 第 3 1 号 令和5年10月24日

あきる野市議会議長 村野栄一殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲 あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

令和5年度行政監査及び随時監査の結果について (報告)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による行政監査及び 随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書 を別紙のとおり提出します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第5項の規定による監査

2 監査の対象部署

環境農林部農林課、商工観光部観光まちづくり推進課及び都市整備部管理課

3 監査の対象

令和4年4月から令和5年5月までに発生した電気料金及びWi-fi 通信費未払い事件 (4件)における電気料金等の支出事務の執行状況等(関連する事務については、当該範囲の前後とする。)。

4 監査の期間

令和5年9月21日から令和5年10月23日まで (説明聴取日 令和5年10月5日)

5 監査の着眼点

電気料金等の未払いが発生した経緯、事務処理の方法や再発防止の対応を主眼として監査を実施した。

6 監査の方法

関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、事務の一部に次のとおり不適正な事項が認められたので、必要な措置を講じ、 適正な事務執行に努められたい。

また、個別意見については、事務の改善または検討等を要望するものであり、より適正で効率的な執行に繋がるよう検討されたい。

1 不適正な事項

(1) 環境農林部農林課

森ノ上市民農園管理棟に係る電気料金(令和4年3月分)において支払遅延があった。関係規定等に基づき適正な事務処理に改められたい。

(2) 商工観光部観光まちづくり推進課

秋川渓谷観光Wi-Fi通信費(令和5年4月分)については、適切に支払処理を行っていたが、東秋留駅北口及び武蔵引田駅のアメニティトイレ電気料(令和5年4月分)の支払処理を行っていなかったことから、引き落とし日が東秋留駅北口及び武蔵引田駅のアメニティトイレ電気料より遅い秋川渓谷観光Wi-Fi通信費(令和5年4月分)が残高不足により引き落としがされず秋川渓谷観光Wi-Fi通信費(令和5年4月分)が支払遅延となった。関係規定等に基づき適正な事務処理に改められたい。

(3) 都市整備部管理課

街路灯に係る電気料金(令和5年3月分)及び下水道マンホールポンプに係る電気料金(令和4年12月分)において支払遅延があった。関係規定等に基づき適正な事務処理に改められたい。

2 個別意見

(1)情報共有について

電気料金の支払処理は、事務担当者が請求書を受け取り、支出伝票を起票し、その伝票を所属長が決裁する。このため、請求書の収受や納期限の情報は、起票されるまで事務担当者のみが把握していることとなる。本事件の大きな要因として、課としてのこの支払処理の情報共有不足があり、市ではこの解消を図るため、支払処理簿の作成、庁内情報システムのTODOリストの活用などに取り組んでいる。これらを最適に運用し、支払処理について課長から事務担当者までの情報共有を徹底し再発防止に努められたい。また、支払処理簿については、支払処理の情報蓄積と分析に有効な手段と考えることから、請求書を受け取った日、納期限、備考を項目として備えたものとし、有効に活用されることを期待する。

(2) 事務引継ぎについて

支払遅延した事務担当者の多くは、新人職員や人事異動等の職員であった。支払遅延の 要因としては、事務担当者の支払処理に関する知識不足と考えることから、事務引継ぎに ついては注意を払い、所属長においては、様々な場面で事務担当者の支払処理に対する理 解度を把握するよう努められたい。

(3) 職員研修について

職員が支払遅延に対する意識を高め、本事件の再発を防止するために、職員研修での本事件の事例活用が考えられる。新人研修、管理職研修やOJT(オンザジョブトレーニング)などの職員研修を通じて、支払遅延により市が信頼を損なうこと、予算執行の管理を適切に行うこと、支払事務の執行状況を共有化することなどを指導・助言するよう研究されたい。

(4) 経過記録について

監査資料として提出された各未払い事件に伴う損害賠償額の専決処分の決裁書の写しに 添付された支払遅延の発生経緯などが記録された経過記録において、関係者が役職名のみ で記録されているものと役職名に氏名が加えられて記録されているもがあった。これにつ いては、経過記録における関係者の記載方法のルールが明確でないため生じたものと推測 する。本事件の経過記録については、事件の内容から役職名に氏名が加えられて記載され ているものの方が明瞭性が高く、分析や評価もより正確に行えると考えるが、いずれにし ても、同様の事案の起案文書に添付される経過記録であることから同様の方法で関係者が 記載されるべきである。

経過記録等における関係者の記載方法のルール化について検討されたい。

(5) 請求書等の宛先の統一について

観光まちづくり推進課は、五日市出張所に配置されている。監査で実施した関係職員からの説明聴取において、本庁舎を経由して五日市出張所に届く請求書等があることを確認した。本庁舎と五日市出張所については、開庁日に1日1回の交換便が実施されているところだが、紛失のリスク軽減の観点から請求書等の宛先は五日市出張所に統一することが望ましい。

本庁舎を経由して届く請求書等を減らすよう努められたい。

(6) 出納整理期間における慎重な事務処理について

監査資料として提出された支出伝票の写しの一部に、振替伝票を確認した。

これについては、支払遅延の支出処理を行った際に、支出すべき予算年度と異なる年度で支払処理をしたため、これを修正するため振替処理を行ったものである。振替処理の事務については、適切なものと理解するところだが、出納整理期間においては、新年度の予算執行が始まっていることからこの間における支出処理については、より慎重に行うよう努められたい。

(7) 電気料金及び通信費における支出の一括処理について

電気料金及び通信費の支出処理は、事業経費毎に支出伝票により処理されていることからその件数も多く、支払遅延の発生リスクを高める要因となっている。このリスク軽減については、電気料金や通信費の支出の処理件数を減らすことが肝要であり、具体的な処理方法としては、電気料金等の支出の一括処理が考えられる。

現在、市では、民間のサービスである公共料金事前明細通知サービスの導入を決定し、 このサービスの活用により会計課での電気料金等の支出の一括処理を実現しようとしてい る。

このサービスを迅速に導入し、支出の一括処理を早期に実現することを希望する。